

新潟市遊休農地解消推進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の遊休農地を所有者以外の農業者等が借受け、耕作を行うことにより、遊休農地の解消と農地の有効利用を推進することを目的に交付する新潟市遊休農地解消推進事業助成金に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象農地)

第2条 市内の農業振興地域内に存する農地のうち、農業委員会が遊休農地と判断した農地を対象とする。

(事業実施期間)

第3条 本事業は、令和6年度から令和8年度まで実施する。

(助成金の交付対象者等)

第4条 助成金の交付対象者は、市内に住所を有し、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第3項第1号に規定する利用権について3年以上期間を設定した者、又は、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定により、農地の借地権、又は、使用貸借権について3年以上の権利を設定し、その許可を受けた者とする。

2 前項に規定する利用権の設定及び許可は、同一世帯内若しくは親子間等によるもの、又は、同一の当事者間で繰り返し行われたものであってはならない。

3 助成金の交付対象者は、助成金の交付対象農地（以下「対象農地」という。）について「別紙採択基準」による管理をするものとする。

4 助成金の交付対象者は、市税に未納があつてはならない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、解消に要した実費額、もしくは、10アール当たり50,000円を上限に、利用権の設定、又は、許可した面積を乗じた金額のいずれか少ない方とする。

(助成金の交付申請)

第6条 この事業による助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新潟市遊休農地解消推進事業助成金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）により、助成金の交付対象者となる利用権の設定を行った日、又は、許可を受けた日の属する年度内に市長に申請しなければならない。

2 申請者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない申請者については、この限りでない。

(助成金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、助成金交付条件の適否を審査の上、助成金交付、又は、不交付を決定し、新潟市遊休農地解消推進事業助成金交付決定及び額の確定通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は前項の規定により、助成金交付決定及び額の確定をした場合は、申請者に対し速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、助成金の交付を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定者に対し、新潟市遊休農地解消推進事業助成金交付取消決定通知書(別記様式第3号)により通知し、助成金の全部、又は、一部を返還させることができるものとする。

(1) 不正な手段により、助成金の交付を受けた場合

(2) 対象農地に係る利用権の設定又は許可の存続期間において、3年未満でその契約の全部、又は、一部を解除するに至った場合(災害による農地の崩壊、公共の用に供するための買収、又は、疾病による事由により契約を解除するに至った場合を除く。)

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(適用期限)

2 この要綱は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、これ以前に第7条の規定により交付決定者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別記 採択基準

1 対象農地の管理

助成金の交付対象者は、対象農地に係る利用権の設定を行った日又は許可を受けた日の属する年度を含む3か年、耕作の目的に供し、1年度1作以上の作物の作付けを行うものとする。ただし、以下の目的においても耕作と認めることとする。

- ① 営農を再開するための農地再生作業（土壌改良作業を含む。）
- ② 家畜の事業のための採草及び家畜の放牧の目的に供すること。
- ③ 農地を再生するための地力増進作物の作付を行うこと。
- ④ 周辺地域の良好な景観と農地の保全を目的とする景観作物の作付を行うこと。

2 助成金の適正な管理

市長は、対象農地について農業委員及び関係機関の協力を得て、年1回現地確認を行い、その際撮影した写真を保管するものとする。

3 その他

本事業の実施のために必要な事項は、この基準によるもののほか、市長が別に定めるものとする。